

令和 6 年

北海道日本ハムファイターズ恵庭後援会 総会資料

資 料

- 1 報告第 1 号 令和 5 年事業報告について
- 2 報告第 2 号 令和 5 年収支決算報告について
- 3 報告第 3 号 令和 5 年会計監査報告について
- 4 議案第 1 号 令和 6 年事業計画(案)について
- 5 議案第 2 号 令和 6 年収支予算(案)について
- 6 議案第 3 号 北海道日本ハムファイターズ恵庭後援会会則改正(案)について

改正事由：

北海道日本ハムファイターズ後援会において、ファンクラブの表記が FAV に変更になったことと併せて、FAV 年会費の変更に伴い一部文言修正する。

※添付資料 北海道日本ハムファイターズ恵庭後援会会則



報告第1号 令和5年事業報告について

1 事業

(1) 青少年の育成事業

① スキー体験（ゆきのね奨励金クロスカントリースキートレーニング体験）

・日 時 令和5年2月25日（土）

第1部（小学生）10：00～12：00 第2部（中学生）13：30～15：30

・場 所 恵庭公園野球場

・参 加 者 市内野球少年団および中学校野球部・恵庭リトルシニア球団

81名（第1部38名、第2部43名）

＊「ゆきのね奨励金 supported by JA バンク北海道」の派生事業として、冬期間に閉鎖している野球のグラウンドを活用したクロスカントリースキーの体験機会を提供することで、持久力のトレーニングと、野球とは異なるスポーツの体験を通して、「マルチスポーツの推進」を目的として実施。

② 野球教室

・日時・場所 令和5年7月22日（土）12：30～17：00 ・ 恵庭公園野球場

・参 加 者 市内野球少年団53名（5年生21名、6年生32名）

その他16名（指導者12名、後援会役員2名、事務局2名）

＊北海道日本ハムファイターズ ベースボールアカデミーコーチの浅沼寿紀氏・吉田侑樹氏による野球教室を開催。ファイターズより参加団員に記念品（ファイターズベースボールマニュアル）とドリンクの配布やドクターによる肘検診を実施。

＊協賛の山崎製パンよりパンの提供、日ハム恵庭後援会からドリンクの提供

(2) 応援活動事業（実戦並びに練習など応援観戦ツアー）

「試合前練習見学」のある日に合わせて申し込み、観戦バスツアーを実施。

・日 時 令和5年9月9日（土） 10：00～練習見学 14：00～西武ライオンズ戦観戦

・場 所 エスコンフィールド北海道

・参 加 者 13名（後援会役員0名、後援会会員4名、会員の家族等5名、事務局4名）

(3) 選手などと市民の交流事業（講演会やトークショー）

講演会やトーク等の事業は費用が高く、見送りとした。それに代えて、後援会向けのグッズ販売よりフェイスタオルを購入し、会員へ配布した。

(4) 会員との交流事業

新型コロナウイルス感染拡大により、見送りとした。

2 会議

(1) 役員会 令和5年1月17日（火）18：00～ 恵庭市総合体育館 1F 会議室

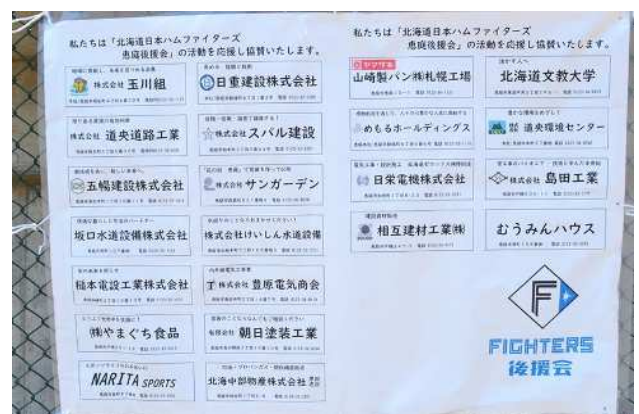
(2) 総 会 新型コロナ感染防止の為に中止（令和5年1月30日付けで総会資料を会員に送付）

(1) 青少年の育成事業 ①クロスカントリースキートレーニング体験



②野球教室





応援観戦ツアー



会員全員にフェイスタオルを購入し・送付



報告第2号 令和5年 日本ハムファイターズ恵庭後援会 収支決算書

【 収入の部 】

単位：円

科 目	予算額(a)	決算額(b)	比較(b)-(a)	摘 要
会 費 収 入	71,000	55,000	▲ 16,000	
FAV 入 会 費	18,000	0	▲ 18,000	
後援会年会費	53,000	55,000	2,000	@1,000円×55名
協 賛 金 収 入	220,000	210,000	▲ 10,000	
事 業 費 収 入	435,500	161,500	▲ 274,000	
ス キー 教 室	66,000	66,000	0	ゆきのね奨学金クロスカントリースキートレーニング体験委託業務料
野 球 教 室	62,000	53,000	▲ 9,000	@1,000円×53名
バ ス ッ アー	157,500	42,500	▲ 115,000	
交 流 事 業	150,000	0	▲ 150,000	
前 受 金	0	5,500	5,500	FAV入会費@4,500 (年会費3,900円 + F A Vカード600円) 恵庭後援会年会費@1,000
そ の 他 収 入	189	1	▲ 188	北洋銀行利息
前 年 度 繰 越 金	104,311	104,311	0	
合 計	831,000	536,312	▲ 294,688	

【 支出の部 】

単位：円

科 目	予算額(a)	決算額(b)	比較(b)-(a)	摘 要
事 務 費	20,000	7,770	▲ 12,230	コピー代、振込手数料等
会 議 費	5,000	150	▲ 4,850	会議室利用代等
通 信 費	10,000	2,564	▲ 7,436	郵便代
事 業 費	722,000	369,464	▲ 352,536	
ス キー 教 室	10,000	0	▲ 10,000	
野 球 教 室	162,000	221,364	59,364	会場使用料・コーチ指導代等
バ ス ッ アー	200,000	92,100	▲ 107,900	チケット・バス駐車場代・バス代
交 流 事 業	350,000	0	▲ 350,000	講演会、総会等
後援会グッズ代	0	56,000	56,000	フェイスタオル
F A V 入 会 費	18,000	0	▲ 18,000	(株)ファイターズスポーツ&エンターテイメント
旅 費	15,000	0	▲ 15,000	他後援会視察等
保 険 代	15,000	0	▲ 15,000	事業関係等
予 備 費	26,000	0	▲ 26,000	
合 計	831,000	379,948	▲ 451,052	

収入額	支出額	残 高
536,312円	379,948	156,364円

次年度繰越金

報告第3号 令和5年会計監査報告について

令和5年、北海道日本ハムファイターズ恵庭後援会会計について、収入・支出に係る現金出納簿、証拠書類並びに預金通帳を監査した結果、会計処理が適切に執行されていることを確認しました。

令和 6 年 1 月 23 日

北海道日本ハムファイターズ恵庭後援会

監 査 尾 谷 俊 利 

監 査 渡 辺 匠 

議案第 1 号 令和 6 年事業計画(案)について

1 事業

(1) 青少年の育成事業

- | | | |
|------------------------------------|-------------|---------|
| ①スキー体験（ゆきのね奨励金クロスカントリスキートレーニング体験会） | | |
| | 2 月 25 日（日） | 恵庭公園野球場 |
| ②野球教室 | 7 月中旬 | 恵庭公園野球場 |

(2) 応援活動事業

- | | | |
|--------------|----|-----------|
| 練習見学や応援観戦ツアー | 未定 | エスコンフィールド |
|--------------|----|-----------|

(3) 選手などと市民の交流事業

未定

(4) 会員との交流事業

未定

2 会議

(1) 役員会……………随時

(2) 総会……………1 月

※具体的な実施日程及び内容については、日本ハムファイターズ事業スケジュールが公表された時点で検討する。

議案第2号 令和6年 日本ハムファイターズ恵庭後援会 収支予算書（案）

【 収入の部 】

単位：円

科 目	本年度予算額(a)	前年度予算額(b)	比較(a)-(b)	摘 要
会 費 収 入	69,500	71,000	▲ 1,500	
FAV 入 会 費	13,500	18,000	▲ 4,500	@4,500円（年会費3,900円＋FAVカード600円）
後援会年会費	56,000	53,000	3,000	@1,000円
協 賛 金 収 入	200,000	220,000	▲ 20,000	
事 業 費 収 入	426,000	435,500	▲ 9,500	
ス キー 体 験	66,000	66,000	0	ゆきのね奨励金クロスカントリースキートレーニング体験委託業務料
野 球 教 室	50,000	62,000	▲ 12,000	@1,000円
観 戦 ツ アー	160,000	157,500	2,500	
交 流 事 業	150,000	150,000	0	
前 受 金	11,000	0	11,000	FAV入会費@4,500（年会費3,900円＋FAVカード600円） 恵庭後援会年会費@1,000
そ の 他 収 入	136	189	▲ 53	北洋銀行利息
前 年 度 繰 越 金	156,364	104,311	52,053	
合 計	863,000	831,000	32,000	

【 支出の部 】

単位：円

科 目	本年度予算額(a)	前年度予算額(b)	比較(a)-(b)	摘 要
事 務 費	20,000	20,000	0	コピー代、振込手数料等
会 議 費	5,000	5,000	0	会議室利用代等
通 信 費	10,000	10,000	0	郵便代
事 業 費	786,000	722,000	64,000	
ス キー 体 験	0	10,000	▲ 10,000	
野 球 教 室	230,000	162,000	68,000	会場使用料・コーチ指導代等
観 戦 ツ アー	200,000	200,000	0	チケット・バス駐車場代・バス代
交 流 事 業	300,000	350,000	▲ 50,000	講演会、総会等
後援会グッズ代	56,000	0	56,000	フェイスタオル
F A V 入 会 費	10,500	18,000	▲ 7,500	(株)ファイターズスポーツ&エンターテインメント
旅 費	5,000	15,000	▲ 10,000	他後援会視察等
保 険 代	5,000	15,000	▲ 10,000	事業関係等
予 備 費	21,500	26,000	▲ 4,500	
合 計	863,000	831,000	32,000	

北海道日本ハムファイターズ恵庭後援会会則新旧対照表

現行	改正（案）
(略) (会員) 第 5 条 本会の会員は以下のことを満たすものとする (1) 会員は、必ず北海道日本ハムファイターズオフィシャルファンクラブ (以下「ファンクラブ」という。) に入会しなければならない。 (2) 会員は、本会とファンクラブが別の組織であることを確認する。 (略) (会費) 第 11 条 本会の会費は、年額 4,600 円とする。内訳は、後援会年会費 1,000 円とオフィシャルファンクラブ年会費 3,600 円 (略)	(略) (会員) 第 5 条 本会の会員は以下のことを満たすものとする (1) 会員は、必ず北海道日本ハムファイターズオフィシャルファンクラブ <u>FAV</u> (以下「<u>FAV</u>」という。) に入会しなければならない。 (2) 会員は、本会と <u>FAV</u> が別の組織であることを確認する。 (略) (会費) 第 11 条 本会の会費は、<u>後援会年会費 1,000 円と FAV 年会費 3,900 円を 合わせて年額 4,900 円とする。ただし初年度は、FAV 年会費に FAV カード代 600 円が加算される。</u> (略) (附則) この会則は、令和 6 年〇月〇日から施行する。

北海道日本ハムファイターズ恵庭後援会
令和5年～6年 役員名簿

役 職	氏 名	摘 要
会 長	黒田 雅史	商工会議所副会頭/野球少年団指導
副会長	市川 慎二	軟式野球連盟会長/市議会議員
副会長	五十嵐 務	野球少年団指導/商店街関係
理 事	佐藤 達也	道新販売店/野球教室関係
理 事	清水 為一	軟式野球連盟事務局長
理 事	武部 一憲	恵庭野球少年団
理 事	濱崎 裕史	JA道央企画事業本部長/野球指導関係
理 事	横岡 喜紀	富士交通株式会社 取締役総務部長
理 事	三和 清春	軟式野球連盟理事長/野球指導関係
理 事	石川 義晴	スポーツ協会専務理事
監 査	尾谷 俊利	道新販売店/商店街関係
監 査	渡辺 匠	恵庭リトルシニア球団監督/指導関係

顧 問	原田 裕	恵庭市長
-----	------	------

事務局長	中陳 法仁	スポーツ協会 事務局長
事務局	平澤 奈美	スポーツ協会 総務課長
事務局	原田 有美	スポーツ協会 事務局

※来年、役員改選の年となります。

北海道日本ハムファイターズ恵庭後援会会則

令和3年1月28日

(名 称)

第1条 本後援会の名称は、北海道日本ハムファイターズ恵庭後援会（以下「本会」という。）と称し、事務局をNPO法人恵庭市体育協会（北海道恵庭市黄金中央5丁目199-2 恵庭市総合体育館内）に置く。

(目 的)

第2条 本会は、北海道日本ハムファイターズ（以下「ファイターズ」という。）の後援を通じて、地域の活性化及び青少年育成を支援し、ファイターズとともに活動していくことを目的とする。

(活 動)

第3条 本会の活動は、以下のとおりとする。

- (1) ファイターズの応援、球場での団体観戦
- (2) ファイターズファンの拡大と本会への加入促進
- (3) ファイターズ及び本会の活動の広報・宣伝
- (4) 会員相互の親睦
- (5) 地域活性化及び青少年の健全育成に関する活動（野球教室・交流会・講演会など）
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(入 会)

第4条 本会の入会する者は、以下のとおりとする。

- (1) 前条の目的・活動内容に賛同できる人
- (2) 各後援会事務局と連絡が取れる人（氏名・住所・電話番号・メールアドレス等の提示）
- (3) 営利や他の目的に利用しない人
- (4) 暴力団等の反社会的勢力の構成員もしくは構成員等と関係がない人

(会 員)

第5条 本会の会員は以下のことを満たすものとする

- (1) 会員は、必ず北海道日本ハムファイターズオフィシャルファンクラブ（以下「ファンクラブ」という。）に入会しなければならない。
- (2) 会員は、本会とファンクラブが別の組織であることを確認する。
- (3) 会員は、各球場の規則を守り、係員の指示に従う。
- (4) 会員は、応援マナーを守り、周りのお客様と協力して楽しい観戦を行う。
- (5) 会員は、ファイターズ及び後援会を利用した営利活動は行わない。

(6) 会員の入会承認、罷免、除名権限は役員会が有する。

(7) 会員は、会員の住んでいる地域以外の後援会に入会することができない。ただし、住んでいる地域に後援会が無い場合は、近隣地域の後援会の入会を認める。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上3名以下
- (3) 理事 4名以上7名以下
- (4) 監査 2名

その他必要に応じ、会長が指名するものを役員会に加えることができる。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は以下のとおりとする。

- (1) 会長は、各後援会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時にはこれを代行する。
- (3) 理事は、企画運営について立案及び運営を行う。
- (4) 監査は、本会の業務と会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は以下のとおりとする。

- (1) 役員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
- (2) 本業での転勤及びやむを得ない理由により役員に欠員が生じたときは補充役員を会長が指名し、役員会で承認する。ただし、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第9条 各後援会に顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は、総会により会長がこれを委嘱する。

(総会、役員会)

第10条 本会の総会は、次のとおり行う。

- (1) 総会は、年1回の開催とする。ただし、会長が必要と認めた時は臨時総会を開くことができる。
- (2) 総会は、会則、事業計画、予算、決算、役員の選出及びその他必要事項を決定する。
- (3) 総会は、会員の出席をもって構成し、議長は会長があたる。
- (4) 議決は、全出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決める。

2 本会の役員会は、必要事項の協議、推進にあたり総会の議決に従い会務を処理する。

(1) 役員会は、第6条第1項から第4項までに掲げる役員をもって構成する。

(2) 役員会は、前項第2号の議事事項を決議するほか、後援会の業務を執行し、必要の都度開催する。

(3) 役員会における議決は、全出席者の過半数の賛成により決する。

(会 費)

第11条 本会の会費は、年額4,600円とする。内訳は、後援会年会費1,000円とオフィシャルファンクラブ年会費3,600円

2. その他特別な場合、会員の承認を得て特別会費の徴収を行う場合がある。

3. 年度途中で退会する場合は、年会費の返金はないものとする。

(会 計)

第12条 本会の会計は、会費及びその他の収入により賄う。

2. 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了する。

(罷免及び強制除名、退会)

第13条 次に該当する会員は、役員会承認のもと罷免、強制除名又は退会とする。

(1) 本会の会則に違反した場合。

(2) 罪を犯し、又はそれに関わった場合。

(3) ファイターズ及び本会を利用し、営利目的の活動並びに会の名誉を著しく傷つける行為を行った場合。

(4) 観戦マナーや素行が著しく悪く、注意を即しても他人に迷惑をかけた場合。

(5) 本人から退会届けが提出された場合。

(6) 本人が死亡した場合。

(7) 期日までに本会年会費を納入しない場合。

(8) 会員が暴力団等の反社会的勢力の構成員や構成員等と関係していた場合。

(免 責)

第14条 本会は、本会の活動中に、会員又は第三者が被った損害等に対し、一切の責任及び損害賠償義務を負わない。

2. ファイターズは、本会の活動中に、会員又は第三者が被った損害等に対し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとする。

(付 則)

この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は役員会により協議し、会長がこれを定める。

(個人情報について)

- (1) 本会への入会申込時にご提供いただいた個人情報は、原則として本会事業の運営以外には使用いたしません。
- (2) 本会では、業務を円滑に遂行する上で、業務の一部を委託先に委託し、当該委託先に個人情報を委託する場合があります。この場合には委託先に対し、個人情報の取扱いに関する守秘義務の締結や適切な監督を行います。
- (3) 本会は、ご本人からあらかじめ同意を得ている場合、及び委託先に個人情報を預託する場合、又は以下のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者へ開示または提供をいたしません。
 - ア. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、ご本人の同意を得ることが困難な場合
 - イ. 法令に基づき開示・提供を求められた場合

この会則は、令和3年1月28日から施行する。